

平成 26 年 10 月 24 日
支出負担行為担当官
総務省統計局長

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく
「サービス産業動向調査の実施業務 一式」に係る契約の締結について

平成 26 年度から平成 28 年度分の「サービス産業動向調査の実施業務 一式」について、下記のとおり契約を締結いたしました。

記

- 1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名
東京都東久留米市本町 1-4-1
株式会社インテージリサーチ
代表取締役 井上 孝志
- 2 落札金額 1,003,320,000 円（税込）
※落札金額は、総価契約の金額及び単価契約の金額（予定郵送数量×単価）に基づく。
- 3 サービス産業動向調査に係る委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質
 - (1) サービス産業動向調査に係る委託業務の詳細な内容
委託業務は、サービス産業動向調査における実査準備（調査企業等・事業所名簿等の整備、調査関係書類・用品の作成）、実査（調査協力依頼はがきの郵送、調査協力依頼及び所在地等の確認、調査関係書類・用品の配布、調査客体からの照会対応、調査票の回収、調査方法の変更、廃業企業等の報告、廃業事業所の報告及び代替事業所の選定、調査客体への調査終了の通知、督促等の業務）、審査（調査票の検査、調査票の電子データ作成等、疑義照会、被調査確認等、調査員の管理・監督、情報セキュリティ管理、業務の引継ぎ）に係る業務である。
 - (2) 業務実施に当たり確保されるべき質
本業務を実施するに当たり、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。
 - ① 業務の実施について
本業務の実施に当たり、総務省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施する。
 - ② 照会対応について
問合せや苦情等の照会対応においては、総務省が貸与する調査関係書類・用品一覧に含まれるマニュアルに沿って対応する。
ただし、総務省が貸与する調査関係書類・用品一覧のマニュアルによらない提案をし、総務省に了承された場合は、その提案に沿って対応する。

③ 回収率等について

回収率は、回収され、総務省に提出された調査票（白紙を除く）に係る調査企業等・調査事業所の数を、所定の調査企業等・調査事業所の数から廃業などで調査が不可能な企業等・事業所を除いた数で除した値とする。民間事業者は、下記回収率の達成に当たり、調査企業等・調査事業所の規模・産業の回収状況に応じて督促等の業務を実施するなど、回収業務に取り組むこと。

（ア）月次調査

民間事業者は月次調査の調査企業等及び調査事業所の各々の回収において、速報及び確報それぞれで下記の回収率を毎月達成するよう努めることとし、最低限、平均で達成するものとする。

なお、平均で下記の回収率を達成できない又は達成できない可能性が高い場合（納品状況等から総務省が判断した場合も含む）には、その理由を総務省に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずる。

	速報	確報
調査企業等	50%	55%
調査事業所	50%	60%

（イ）拡大調査

民間事業者は拡大調査の調査企業等及び調査事業所の各々の回収において、下記の回収率を達成するものとする。

なお、下記回収率を達成できない又は達成できない可能性が高い場合（納品状況等から総務省が判断した場合も含む）には、その理由を総務省に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずる。

調査企業等	55%
調査事業所	60%

4 実施期間

平成 26 年 8 月（契約締結後）から平成 29 年 3 月 31 日まで（平成 27 年 1 月調査から平成 28 年 12 月調査）とする。

5 国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の委託業務の適切かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置

（1）報告について

民間事業者は、次の（ア）から（ク）までについて、総務省に報告するとともに、必要に応じて総務省から求められた場合にも同様に報告することとする。

また、総務省は、民間事業者からの報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

（ア）照会内容報告書

（イ）疑義照会状況の報告

（ウ）督促等状況の報告

- (エ) 照会内容及び調査事項別の補記・訂正の状況報告
- (オ) 被調査確認報告書
- (カ) 調査票提出用封筒受領枚数報告
- (キ) 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制予定表
- (ク) 事業報告書
 - ・ 平成27年調査：平成28年3月31日までに提出
 - ・ 平成28年調査：平成29年3月31日までに提出

(2) 調査について

総務省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)や次の①及び②によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況等に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする総務省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が競争の導入による公共サービス改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

① 民間事業者への電話（適宜）

総務省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げ掛けることにより、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

② 調査客体への電話（適宜）

民間事業者が督促を行った調査客体の中で、調査票に不備（白紙等）があった者に対し、事後的に総務省から電話する。そこで、督促において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうかを調べる。

(3) 指示について

総務省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。なお、上記にかかわらず、総務省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して総務省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずる。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、総務省の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- (イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。
- ③ 金品等の授受の禁止
民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることを原則してはならない。
- ④ 宣伝行為の禁止
 - (ア) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「総務省統計局」や「サービス産業動向調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務がサービス産業動向調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
 - (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- ⑤ 事業の同時実施の禁止
民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。
- ⑥ 記録・帳簿書類
民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度から5年間保管しなければならない。
- ⑦ 権利の譲渡の禁止
民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない（ただし、下記⑩は除く）。
- ⑧ 権利義務の帰属
本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ⑨ 実施状況の公表
民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、総務省の承認を得なければならない。
- ⑩ 再委託
 - (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
 - (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
 - (ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で総務省の承認を受けなければならない。
 - (エ) 民間事業者は、上記（イ）又は（ウ）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
 - (オ) 再委託先は、上記の秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、事業の同時実施の禁止、権利義務の帰属等については民間事業者と同様の義務を負うものとする。
 - (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。
- ⑪ 委託内容の変更

民間事業者及び総務省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

⑫ 契約の解除

総務省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (イ) 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (エ) 上記（ウ）に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (オ) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (カ) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (キ) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ク) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ケ) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑬ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と総務省とが協議するものとする。

6 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。
 - ① 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。
 - ② 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について総務省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は総務省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
 - ③ 総務省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、総務省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について総務省の責めに帰すべき理由が存する場合は、総務省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって総務省に損害を与えたときは、民間事業者は、総務省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責めに帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行できないときは、遅延賠償金として、遅延日数に応じて、契約金額に、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める率を乗じて得た金額を、総務省の指定する期間内に納付しなければならない。また、5(5)⑫の規定により、総務省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の20に相当する金額を総務省に納付しなければならない。

7 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密は漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (3) 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- (4) 次の①及び②のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により、30万円以下の罰金に処されることとなる。

① 上記5(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同5(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

② 正当な理由なく、同5(3)による指示に違反した者

- (5) 法人の代表者又は法人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科すこととなる。

8 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法

落札者が実施する主な業務は、調査客体の名簿等の整備、調査関係書類・用品の作成等の実査準備業務、調査協力依頼はがきの郵送、調査関係書類・用品の配布、調査客体からの照会対応、調査票の回収等の実査業務、調査票の検査、疑義照会、被調査確認等の審査業務である。

本業務の実施に当たっては、実査管理総責任者1名、業務ごとの責任者6名（副責任者含む）、業務担当者11名及び各地方事務局担当者2名（北海道地区、東北地区、関東・信越地区、静岡・山梨地区、北陸・中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区及び九州・沖縄地区）を配置し、これらで構成されるサービス産業動向調査事務局を設置する。

サービス産業動向調査事務局は、調査客体からの照会内容、調査票の提出状況等の調査状況を日々管理・把握し、担当者間における情報共有を徹底し、円滑かつ確実に業務を実施する。